様式第１号（第４条関係）

入間市空き家バンク物件登録申込書

　　　年　　月　　日

（宛先）入間市長

申込者　住　所

氏　名

入間市空き家バンク要綱に基づく空き家バンクの趣旨を理解し、同要綱第４条第１項の規定により、空き家バンクによる空き家の登録を受けたいので、次のとおり確認及び誓約した上で、申し込みます。

１　空き家の物件登録内容　空き家バンク物件登録カード（様式第２号）のとおり

２　市が、空き家バンクに登録した情報を、その運用に必要な範囲で、次のとおり提供することに同意します。

　⑴　市公式ホームページ等における公開

　⑵　市内への定住等を目的として空き家の利用を希望する者

　⑶　市内に事務所を有する宅地建物取引業者（公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会彩西支部又は公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部所沢支部の会員である者に限る。）のうち、空き家バンクの趣旨に賛同したもの（以下「協力会員」という。）

３　空き家バンクに登録された空き家の売買又は賃貸借に係る交渉、契約等については、全て、協力会員へ媒介を依頼します。協力会員以外の者には、その媒介を依頼しません。

４　空き家バンクに登録された空き家の売買又は賃貸借に係る交渉、契約等について、疑義、トラブル等があるときは、全て、当該交渉、契約等の当事者間で解決するものとし、市に関与や解決の責任を要求しません。

５　空き家バンクにより得た、空き家の購入又は賃借希望者及び協力会員の個人情報は、空き家の売却又は賃貸の目的に必要な範囲以外に利用しません。

注意

　⑴　市は、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、空き家の売買又は賃貸借に係る交渉、契約等については、一切、媒介行為を行いません。媒介業務は、所有者と協力会員が契約締結の上、協力会員が行います。

なお、空き家の売買又は賃貸借契約成立後は、所有者は、媒介業務について、宅地建物取引業法（昭和２７年法律第１７６号）に基づく額の範囲の報酬を協力会員に支払う必要があります。

　⑵　空き家の売買又は賃貸借に係る交渉、契約等について、疑義、トラブル等があるときは、全て、当該交渉、契約等の当事者間で解決をお願いします。

⑶　既に、売買又は賃貸借の媒介を依頼している空き家については、空き家バンクに登録することができません。また、登録期間中に、空き家バンク以外で、売買又は賃貸借の媒介を依頼する場合は、空き家バンクの登録を辞退していただくこととなります。

⑷　市は、個人情報の保護に関する法律(平成１５年法律第５７号)に基づき、空き家バンクにおいて収集した個人情報は、その事業の目的に必要な範囲以外に利用いたしません。